

厚生年金保険の障害年金にかかる納付要件

| 初診年月日 | 厚生年金保険法による納付要件 | 法律改正による原則的な経過措置 | 法律改正時の初診日から認定日までの間等の経過措置 |
|-------------------------------|--|---|---|
| 平成38年3月31日 ～ 平成8年4月1日 | 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までで3分の2要件を満たしていること | 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに滞納がないこと、かつ、初診日において65歳未満であること | |
| 平成8年3月31日 ～ 平成7年4月1日 | 同上 | 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに滞納がないこと | 直近1年要件は、初診日が当該期間であった場合、当該初診日において65歳未満であることの年齢制限なし |
| 平成7年3月31日 ～ 平成3年5月1日 | 同上 | 同上 | |
| 平成3年4月30日 ～ 昭和61年4月1日 | 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月までで3分の2要件を満たしていること | 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月までの1年間のうちに滞納がないこと | |
| 昭和61年3月31日 ～ 昭和59年10月1日 | 初診日の属する月前の公的年金加入期間を合算した期間が6月以上であること | | 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月までで3分の2要件を満たしていること 又は 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月)の前月までの1年間のうちに滞納がないこと |
| 昭和59年9月30日 ～ 昭和51年10月1日 | 同上 | | |
| 昭和51年9月30日 ～ 昭和49年8月1日 | 初診日から起算して1年6月を経過した日の属する月前の厚生年金保険の加入期間が6月以上であること | | |
| 昭和49年7月31日 ～ 昭和27年5月1日 | 初診日から起算して3年を経過した日の属する月前の厚生年金保険の加入期間が6月以上であること | | |
| 昭和22年9月 | 昭和27年4月30日 ～ 昭和26年11月1日 | 初診日から起算して3年を経過した日の属する月前の厚生年金保険の加入期間が6月以上であること | |
| | 昭和26年10月31日 ～ 昭和22年9月1日 | 初診日から起算して2年を経過した日の属する月前の厚生年金保険の加入期間が6月以上であること | |
| 昭和22年 | 昭和27年4月30日 ～ 昭和22年9月1日 | | 初診日から起算して2年を経過した日の属する月前5年間に厚生年金保険の加入期間が3年以上であること |
| 昭和22年8月31日 ～ 昭和17年9月30日 | 初診日から起算して2年を経過した日の属する月前5年間に厚生年金保険の加入期間が3年以上であること | | |

注1 表中「初診日から起算して1年6月(2年、3年)を経過した日」とあるのは、1年6月(2年、3年)以内に症状固定又は治った場合は「その日」になります。

注2 三共済の場合は、経過措置等がありますので留意願います。